

にこにこサポート法人契約の利用方法について

総務企画部総務課総務係

1) 業者

一般社団法人にこにこサポート

TEL 022-276-1910

HP <http://niconico-s.com/>

2) 利用内容

- (a) 自宅へのシッター派遣
- (b) シッター宅での子供の預かり
- (c) にこにこサポートの託児スペースでの一時預かり
- (d) 保育園、幼稚園等に送迎サポート
- (e) 病後児託児
- (f) その他、必要と認められるサポート

・補助対象範囲は、主に研究、講義、学生指導、出張、学会参加などの研究と育児との両立を目的とした利用に係る料金です。**家事代行等の附帯的な料金は補助対象外**です。

3) 利用の流れは下記のとおりです。

- ① 前日までににこにこサポートへ直接連絡（急用の場合は、要相談）
※東北大学契約での利用対象の旨、お伝えください。（個人年会費は不要です）
- ② ご利用
- ③ 翌月 5 日（5 日が休日の場合はその前日）までに、必要書類を男女共同参画推進センター（事 B - 3）に提出。
（必要書類）
・別紙 1 「利用報告書」

【利用報告書記載例】

利 用 日	利 用 時 間	利 用 事 由	金 額 (円)
○月○日	18:00～19:00 (計 1 時間)	〇〇の業務のため利用	大学契約利用
○月○日	18:00～20:00 (計 2 時間)	〇〇の業務のため利用	大学契約利用

大学契約業者 利用の場合

(平成 29 年度)

- 4) 原則、申請書に記載した利用計画に沿ってご利用ください。なお、家庭及び保育協力者の協力が可能と考えられる土曜日・日曜日、祝日及び年末年始に利用される場合は、その必要性について詳細に利用報告書へ記載願います。
- 5) 上記において、必要な書類の提出がなかった場合や、利用の必要性が認められない場合の費用については、補助を受けることはできません。
- 6) 不正または不当な利用があった場合には、給付の停止及び補助金の返還を命じる場合があります。
- 7) 補助受給者自身の個々の事情（異動、退職、保育協力者の協力が可能となる等）により、利用事由がなくなった場合には、速やかに下記へ申し出願います。
- 8) 本制度を利用し、あるいは利用できなかったことにより、補助受給者に何らかの紛争や損害等が生じた場合であっても本学は責任を負いません。

注意事項

・大学側が採択額および利用総額を確認の上、毎月の請求書により支払いをします。ご利用者におかれましては、その場でお支払いはしないようお願いいたします。利用可能額を超過した金額については、後日、利用者宛に請求書がにこにこサポートから、直接届きます。

なお、料金等については、別添「ベビーシッター利用料金」をご確認の上、ご利用ください。

ご利用 Q&A

Q1. 利用の残額がわからなくなりました。

A1. 男女共同参画推進センターへお問い合わせください。

なお、残金が 5,000 円をきりましたら、採択者へ通知しております。

Q2. 英語の対応はしていますか。

A2. 対応しております。英語を話せるスタッフがおりますので、ご希望にあわせてシッターを手配できます。

Q3. 他の業者とも併せて利用できますか。

A2. できます。他の業者での通常のご利用もできます。採択時にお送りした「【事務連絡 2】ベビーシッター利用料等補助制度の利用について」をご確認の上、ご利用ください。